

令和2年度介護保険料の通知を 7月初旬にお届けします

65歳以上の全ての方（第1号被保険者）に納めていただく介護保険料の決定額のお知らせを、7月初旬に郵送します。

【介護保険料は】

介護保険は介護の負担を社会全体で支える制度です。

65歳以上の全ての方に、その所得や世帯の状況に応じ、町の介護サービスの利用（提供）に必要な費用の約23%を、保険料としてご負担いただくこととなります。

令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせ、消費税による公費が投入され、低所得者の保険料軽減強化策として、保険料段階1〜3段階である市町村民税非課税世帯に属する方の年間保険料が減額されます。下記の表を参照してください。

【納入方法は】

①特別徴収（年金からの差し引きにより納入）

老齢・退職年金、遺族年金、障害年金を年額18万円以上受給されている方は、お受け取りになる年金から、先に厚生労働省年金局などの年金保険者が保険料を差し引いて、町に納めます。

4・6・8月の年金から仮徴収額として保険料を納めていただきますが、その仮徴収の額と10・12・翌年2月の年金からの本徴収の額を合わせて、令和2年度の「介護保険料額決定通知書」に記載します。

②普通徴収（口座振替または役場や金融機関での窓口納付）特別徴収に該当しない方は、町へ直接納めていただきます。

口座振替の手続きが済んでいる方には「介護保険料

額決定通知書」を郵送します。口座振替の手続きをされていない方には「納付書」を郵送しますので、役場会計室または指定金融機関、代理金融機関の窓口で、直接お納めください。

※この「介護保険料額決定通知書」および「納付書」は年一回の発行となります。再発行することができませんので大切に保管してください。

特にシルバーパスの新規発行および更新の際に、「所得確認書類」として使用できます。

●65歳以上の方またはその属する世帯の生計維持者がつぎのような事情がある場合には、保険料を減免または徴収を猶予することができます。

①震災などの災害により住宅、家財などに著しい損害を受けたとき

②死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは長期

（次ページへ続く）

世帯と被保険者の住民税の課税状況、所得段階別の要件			所得段階別の保険料額（年額） 令和2年度		
世帯	本人	被保険者本人の所得など	所得段階	保険料率	保険料額
非課税	非課	老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	1	0.3	22,700円 (34,100円)
		前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	2	0.5	37,800円 (49,200円)
		前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	3	0.7	53,000円 (56,700円)
課税	税	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	4	0.9	68,100円
		第4段以外の方 【基準額 6,300円/月額】 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	5	1	75,600円
	課税	前年の合計所得金額が125万円未満の方	6	1.2	90,800円
		前年の合計所得金額が190万円未満の方	7	1.35	102,100円
		前年の合計所得金額が290万円未満の方	8	1.6	121,000円
		前年の合計所得金額が400万円未満の方	9	1.7	128,600円
税	前年の合計所得金額が600万円未満の方	10	1.9	143,700円	
	前年の合計所得金額が600万円以上の方	11	2.1	158,800円	

※保険料所得段階の第1〜3段階のカッコ内は、令和2年度に適用される公費による軽減前の保険料額（平成30年度の保険料額）